

請願 第4号

受付 令和2年 5月25日

付託 省略

取手市議会「議会運営委員会協議事項」決定の白紙を求める請願

紹介議員 関戸 勇

・請願趣旨

このたびの「議会運営委員会協議事項」決定に接し、ポスト・コロナ時代の民主主義の危うさを目の当たりにする感があります。取決めの事由は現時点でのコロナ感染予防と、オンライン議会のテストを兼ねてのものでしょう。しかし、それが一時的なものであっても、テストであっても、結果は実績としてその後の道筋になります。で、あるならば、協議事項は「議会の本質」を断じて損ねてはならないものです。しかし、実際は(1)～(7)まで、すべて省略と制限の羅列でしかありません。明らかに手段と目的とを取り違えています。議会の命である熟議を遠ざけ、行政の監視機能をも放棄し、何より主権者の存在を軽んじたものといえるでしょう。

私たちはいま、コロナ自粛の中で「コミュニケーションとは何か」という壮大な実験の最中にいます。見えてきたのは、テレビの討論番組、バラエティ番組などでの出演者のオンライン参加の違和感です。いかに映像があり、音声があっても、当事者同士が場を同じくしない不自然さは隠しようもありません。何故ならコミュニケーションは身体感覚そのものだからです。場を同じくして初めて問題を共有できるのです。

私たちは社会システムのひとつの到達点として民主主義を手にしてしています。民主主義はコミュニケーションなくしてあり得ません。その象徴的な存在ともいえる議会が、何故コミュニケーションを軽視し、問題の共有を希薄にし、熟議を遠ざけるのでしょうか。

議会にあってもソーシャルディスタンスが必要なら、議会場の中での可能性を突き詰めたでしょうか。傍聴席の利用も考えたでしょうか。大会議室での教室形の配列を考えたでしょうか。何より議員各位が市民と同列の主権者であるとの認識があるでしょうか。

改めて申し上げます。このたびの「議会運営委員会協議事項」は、ポスト・コロナ時代の議会の在り方の道筋をつけるものになるでしょう。だからこそ議会の本質を損なうべきではないと強く考えるものです。

議員各位の賢明なるご判断を期待いたします。

・請願事項

1. このたびの「議会運営委員会協議事項」決定は白紙に戻し、省略や制限のない熟議が可能な議会運営を行うこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

令和2年 5月25日

請願者代表

住所 取手市白山1-8-5

氏名 神原 禮二

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

請願 第5号

受付 令和2年 5月26日

付託 省略

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の
提出を求める請願書

紹介議員 遠山智恵子

・請願の事項

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。

・請願の趣旨

一たび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度のあり方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、えん罪被害者を救い、「無実の人は無罪に！」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「再審法改正をめざす市民の会」発行のリーフレットを添付致します。

以上のとおり請願致します。

令和2年 5月26日

請願者代表

住所 茨城県水戸市見川 5-127-281

氏名 日本国民救援会茨城県本部
会長 田村 武夫

取手市議会議長 殿

請願 第6号

受付 令和2年 5月29日

付託 省略

あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するための発熱外来設置に関する請願

紹介議員 根岸裕美子・加増充子

・請願趣旨

人類は紀元前の昔から様々な感染症と闘ってきました。感染症をもたらす病原体や対処方法が分かかって来たのは、19世紀後半になってからです。100年前に流行ったスペイン風邪では世界で4千万人以上が死亡しています。その当時と現在で大きく違う点は、検査して罹患している人としていない人を区別することができる点です。特にこのコロナウイルス感染症は風邪と似た症状であり、自覚症状のない軽症者も多くいることから、「検査し、隔離すること」の重要性は明白です。

5月25日現在で、新たな感染者数は、全国で29人、茨城県では5月6日以降確認されていません。ある専門家はこの落ち着いている時期が準備期間であり、風邪やインフルエンザが流行する前に「新型コロナウイルス患者が、他の疾患の患者と接触することのないよう動線を区別して対応する」発熱外来の設置を訴えています。実際に取手市で、発熱しても医療機関で診察してもらえず、すぐに検査してもらえないという事例が発生しています。また、診察を受ける必要がある人も医療機関への受診を手控えることもあり、このままでは、医療機関の経営もひっ迫してしまうと聞きます。そして、医療や介護の最前線で闘っている人たちは、常に感染のリスクをかかえ、ひと時も心身が休まらない状況です。

特に取手市は、千葉との県境に位置し、多くの方が東京・千葉に通勤通学している現状です。新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、医療崩壊も防ぎ、医療現場で働いている人の安心のためにも、あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するためにも、各関係機関と協議連携し発熱外来の設置をすすめて欲しいと考え、請願致します。

・請願事項

1. 医療現場の人の安心のためにも、あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するためにも、各関係機関と協議連携して発熱外来の設置をすすめること。
2. 市民の不安心配解消のため、防災無線やメールマガジンなど活用し情報(現状・取組んでいること等)を積極的に配信すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年 5月29日

請願者代表

住所 茨城県取手市桜が丘4-28-2

氏名 池田 慈 ほか401人

取手市議会議長 殿